

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	法令名	法令名
（略）	（略）	（略）	（略）
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	第五十条第一項（同条第五項の規定により第三十条第五項に規定する引続居住証明書類を提示しなければならない者及び船舶において投票をしようとする者に係る部分を除く。）、第五十二条、第六十九条（第八十二条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条、第九十九条の四第一項及び第二項第二号ロ、第九十九条の七第一項及び第二項（これらの規定を第九十九条の八において準用する場合を含む。）、第九十九条の二第一項及び第二項（これらの規定を第九十九条の三において準用する場合を含む。）、第九十九条の四第一項及び第二項、第一百十条の五第五項、第一百一十一条の五第一項、第一百二十九条第八項並びに第一百二十九条の四	第六十九条 （第八十二条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条、第九十九条の四第一項及び第二項第二号ロ、第九十九条の七第一項及び第二項（これらの規定を第九十九条の八において準用する場合を含む。）、第九十九条の二第一項及び第二項（これらの規定を第九十九条の三において準用する場合を含む。）、第九十九条の四第一項及び第二項、第一百十条の五第五項、第一百一十一条の五第一項、第一百二十九条第八項並びに第一百二十九条の四
条	条	条	条
項	項	項	項

(略)

(略)

(略)

(略)